

広報



村章



水難事故をなくしましょう

恩納村役場電話番号

村長室	098966-8345	経済課	098966-8111
総務課	〃 8342	建設課	098966-8111
企画課	〃 8340	教育委員会	〃 8126
住民課	〃 8101	救急	〃 8228
税務課	〃 8341	保育所	〃 8322
出納室	〃 8343	給食センター	〃 8188

恩納村役場

恩納村字恩納2451番地
企画課編集発行
印刷・巴印刷所

NO. 19

昭和50年7月発行

(恩納村人口)
昭和50年6月末
人口 8,407(+44)
男 4,271(+29)
女 4,136(+15)
世帯数 1,962(+19)
()内は前月比

第19号

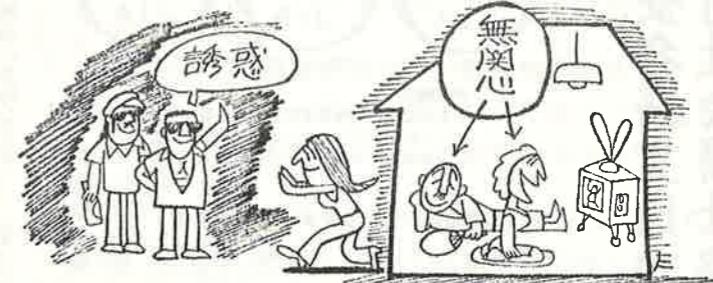
広報おんな

(13)



あなたの選ぶ
コースは?

夏休みは誘惑の
多い時です



非行は親の
無関心から



火災
救急は

6~8228番へ

- (イ) 県の県土保全に関する施策に協力するとともに、村長との開発協定及び沖縄県県土保全条例施行規則に基づく窓口に関する仕事
- (ロ) 沖縄県県土保全条例の定めるもののほか、500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の村土開発行為に対し、恩納村地域開発指導要綱に基づく運用及び指導に関する仕事
- (メ) 消費者行政
近年における消費者物価は高騰の一方で、消費者活動をとりまく環境は、きわめてきびしいなかで、消費者の利益を守り、真に豊かで健全な消費生活の安定と向上を図るために消費者行政事務に関する仕事
- (ソ) その他企画
村行政に関し、必要な施策等の策定に関する仕事
- (ハ) 沖縄県町村土地開発公社恩納支社の事務
この土地開発公社の業務は、公共用地、公有地の先行取得、造成その他の管理及び処分
国、地方公共団体その他の公共的団体からの委託に基づき土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務であって、公社の定款業務方法書及び諸規程に基づく恩納支社に係る業務一切の仕事

◎ 恩納支社理事 大城保晴
〃 監事 当山正次郎
〃 監事 当山慶信

住民課

- (1) 戸籍
戸数または、人別及び各個人の身分関係を記載した公文書（戸籍簿）に関する仕事
- (2) 住民登録
常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録を行い、その基本台帳に基づいて、住民に関する事務の管理、執行及び住民からの届出。
その他の行為に関する事務処理の仕事
- (3) 窓口業務
 - (イ) 戸籍、住民票の謄抄本証明等の交付及び閲覧
その他印鑑証明交付に関する仕事
 - (ロ) 母子健康手帳交付及び死体火葬許可証（いずれも無料）の交付に関する仕事
 - (ハ) 一般行政証明及び外人登録証明に関する仕事

企画課

- (1) 企画調整
村の行政運営に関し、村の重点施策などの総合的な企画及び調整のほか地域開発等の策定に関する仕事
- (2) 統計
各種の統計は、社会経済の実情を的確に把握する基礎的資料として、行政運営上不可欠である各種統計調査の仕事

△ 統計調査の種類

1. 国が指定する、指定統計
2. 国勢調査
3. 指定統計以外の統計（労働力、消費物価調査）
4. 村単独統計

広報公聴

- (イ) 村民は、村の行政施策について、完全で正確な事実を知る権利があり、村は、村民に対して村がなにをしているか、また、しょうとしていることをそのつど知らせる義務と責任を果たす行政広報の仕事
- (ロ) 一方的に知らすだけではなく、真に村民のための行政施策であるのか、どうか、主権者である住民の世論を聞かなければならない公聴活動の仕事
- (ハ) 村の勢い、即ち総てのありさまをまとめ編集発行する村勢要覧に関する仕事
- (ソ) その他、村の施策に関する刊行物の仕事

環境保全

- (イ) わが村の美しい自然は、われわれが祖先から受け継いだ尊い共通の遺産であって、大切にこれを保存することは、われわれに課せられた大きい責務であることから村の区域の自然的・社会的諸条件に応じて、自然環境を適正に保全するための施策を策定する仕事
- (ロ) 国及び県の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、沖縄県自然環境保全条例施行規則に基づく窓口に関する仕事

土地利用

- (イ) 土地利用計画法に基づく市町村計画は、50.82平方ヘクタールの限られた村土の利用、保全について長期の展望に立った総合的、かつ、計画的な構想を示す恩納村土地利用基本計画の策定及び運用に関する仕事
- (ロ) 土地利用計画法に基づく窓口に関する仕事

復帰後役場の各課及び行政委員会は どんな仕事をしているのか

総務課

(1) 人事関係

- (イ) 村全体の行政の仕事が円滑で適正にすすめられるよう職員の人事及び給与並びに職員共済組合に関する仕事
- (ロ) 職員の保健、元気回復その他職場及び生活をゆたかにするように計画をたてて実施する職員の厚生福利に関する仕事

(2) 財政

- (イ) 各年度における行政の執行について、最も重要な村予算の編成並びに管理統制及び村の財政事情の公表に関する仕事
- (ロ) 市町村の独立性を強化することを目的とし、市町村がひとしくその行うるべき事務を遂行することができるよう国が交付する地方交付税、特別交付税の基礎資料の作成及び提出に係る仕事

(3) 例規

- (イ) 法令の定めるところに従って、村における行政事務の処理にあたって欠くことのできない条例、規則、規程の制定及び改廃に関する仕事
- (ロ) 法規、例規、図書などが行政事務の処理上十分活用できるよう保管に関する仕事

(4) 議会

- 恩納村議会の定例会、臨時会の招集。同議会を招集したことを予め一般につげしらしめる告示
議会の議決に附すべき議決事項の作成及び提出
議会において、議決された事項の一般への公表、その他村議会との連絡調整の仕事

(5) 貢産

- (イ) 村民の大事な財産である村有財産の管理及びその財産の貸付に対する賃貸借契約に係る事務
- (ロ) 役場庁舎が正常であらしめるための維持管理。庁舎ホールを村民（個人）及び公共団体が主催する行事のための使用についての許可に係る事務

(6) 文書

- 行政事務が的確で容易に行うために、行政執行上に対する、他から発せられる総ての文書の收受

及び集中発送に関する仕事

(7) 消防業務

- (イ) 火災を予防し警戒し及び鎮圧して、村民の生命、身体及び財産を保護し被害を軽減する消防に関する仕事
- (ロ) 台風、豪雨、高潮、津波その他異状現象等の発生により、村並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災に関する仕事
- (ハ) 屋外若しくは、公衆の出入する場所において生じた事故等の傷病者を医療機関その所へ緊急に搬送するための救急業務の仕事

(8) 交通安全対策

- 村民の生命、身体及び財産を保護するために、村の区域における交通安全に関し、法令に基づいて、当地域の実情に応じた交通安全計画を作成して、これを実施するとともに関係行政機関との相互間の連絡調整を図る仕事

(9) 賞じゅつ及び諸儀式

- 村政に功労のあった者、その他村政に関し、特に、功勞が顕著である者に対する表彰及び諸儀式に関する仕事

(10) 公示

- 公示、告示、掲示、庁中令達に関する仕事

(11) 涉外

- 外部との交渉、折衝及び連絡調整をする仕事

(12) 各区長（自治会長）との関係

- 各区長との末端行政事務の委託契約業務及び行政事務の会議（区長常会）の開催に連絡調整
その他の団体との連絡の仕事

(13) 行政相談

- 村が行う事務に対する村民の苦情、不平、不満等を受けて、その解決に当たる行政相談の仕事

(14) その他

- 村民の貯蓄に関するものの外、他の課に属しない仕事

- 者の行う工事に対する承認申請に係る事務
- (4) 交通安全対策基本法に基づく交通安全に対し道路に必要な施設を行う仕事
- (5) 農道の整備改修の仕事
- (2) 河 川
- (1) 二級河川以外の河川で、村長が指定したもののが管理及びその管理する河川台帳を調製し、その保管及び閲覧に関する事務
- (2) 河川の流水、河川土地の占用及び土石等の採取許可申請に係る事務、又は河川管理者以外(村長以外)の者の施行する工事等に対する承認申請に係る事務
- (3) 河川法の定めるところによる河川の工事実施 基本計画を策定し、その運用に関する仕事
- (3) 災害復旧事業
- 災害に因って、必要を生じた事業で、法律の規定に基づき災害にかかった施設を原形復旧及び当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする仕事
- (4) 防災対策事業
- 砂防法、地すべり等防止法、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づくその対策事業に関する仕事
- (5) 基地周辺整備事業
- 防衛施設及び米軍基地の設置運用により、生ずる障害の防止等のため、法律に基づいて、その地域周辺の整備を行う仕事
- (6) 土地改良事業
- 土地改良法に基づく土地改良事業により、農業用諸施設を行う仕事
- (7) 建 築
- 建築基準法に基づく建築工事の確認申請書の経由事務及び県知事への建築除却届書の経由事務等に関する仕事
- (8) 排水施設
- 集落内又は、その周辺地域の用悪水路を整備改修する仕事
- (9) 水道事業
- 水道施設の改良整備の仕事
- 出 納 室
- 村の仕事に要するお金の出し入れ、年間の収支決算などの仕事をしています。

- (4) 畜 産
- (1) 畜産の生産計画、家畜の飼養頭羽数の調査及び畜産指導に関する仕事
- (2) 家畜防疫事業及び養蜜(蜜バチ)関係事務に関する仕事
- (3) 家畜飼料作物の栽培指導に関する仕事
- (4) その他、畜産共進会に関する仕事
- (5) 林 务
- (1) 地域森林計画、各種造林及び緑化事業に関する仕事
- (2) 村苗畠及び保安林經營に関する仕事
- (3) 森林病害虫防除、有害鳥獣の駆除を図るほか、法律に基づく鳥獣保護区での鳥獣の保護繁殖を図る仕事
- (6) 水 産
- 水産業が発展するよう施策を講ずるとともに、漁業に従事する人々の生活の安定をはかるため、漁港及び船揚場等の整備や生産基盤たる漁具類への補助施策、内水面養殖の奨励、漁場汚染防止のほか、近代的技術導入等に関する仕事
- (7) 商工観光
- (1) 村の商工業の振興策としての土産品を中心とする家庭手工業及び農産物や水産物の加工業振興奨励のほか、村商工会との連絡に関する仕事
- (2) 沖縄海岸国定公園に指定されている本村の海岸は、海水浴を主体とする広域的観光、リクリエーションの場としての施策を講ずるとともに、公園地域等に修景綠化及び植栽を図り、以って自然景観の保護に努めることのほか、観光客実態調査等の仕事
- (8) その 他
- 農業機械関係、土壤肥料等に関する仕事
- 建設課
- いろいろな公共施設を整備して、安全で便利な生活環境をつくるため、次にかかる仕事をしています。
- (1) 道 路
- (1) 村道及び橋梁の維持管理、整備改修の仕事
- (2) 道路法に基づく村道の路線の認定及び廃止、又は変更に関する事務
- (3) 道路台帳の調製、保管及び閲覧に関する事務
- (4) 村道敷地の占用(独占して使用)許可申請に係る事務、又は道路管理者以外(村長以外)の

- 村に交付される税に関する仕事
- (6) 普通交付税の算定に用いる基礎数値に関すること
- その他交付税関係資料の提出事務に関する仕事
- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録並びに標識の交付に関する仕事
- (8) 土地及び家屋台帳(固定資産税台帳)の異動整備、閲覧、保管
- 地籍図及び地形図の整備、復写、閲覧、保管等に関する仕事
- (9) 税務統計
- (1) 課税状況調査作成
- (2) 固定資産税に関する概要調査の作成
- (3) 固定資産評価見込額に関する調査作成
- (10) 税務証明書交付
- 納税、所得、扶養家族、無職収入、営業、土地家屋評価、資産、土地、家屋建物滅失、租税特別措置法による建物、専用住宅、公課(土地、家屋)軽自動車納税、廃車、原動機付自転車、特殊小型自動車標識交付、廃業その他税に関する証明書交付に関する仕事
- (11) 上位機関との関連事項
- (1) 県税事務所への個人の県民税の賦課徴収に関する報告事務及び不動産の取得に関する申告書の送付通知事務
- (2) 国税事務所への所得税確定申告への協力事務及び相続税基礎資料の通知に関する事務
- (3) その他、国、県、又は諸団体からの依頼による調査事務
- (12) 納税奨励及びその他税務に関する仕事
- 経済課
- (1) 農林漁業振興計画
- 農林漁業の振興をはかるための計画樹立及び指導に関する仕事
- (2) 普通作物
- (1) 普通作物としての水稻、甘藷、野菜類、穀類、その他作物に対する生産計画、面積調査及び栽培指導に対する仕事
- (2) 病害虫の防除計画及び指導に関する仕事
- (3) 特用作物
- 特用作物であるさとうきび、パインアップル、果樹類、花き類に対する生産計画、面積調査及び栽培指導に関する仕事
- (4) 国民健康保険
- 保険者である村が行う国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって被保険者(村民)の健康の向上を図る保険事務に関する仕事
- (5) 国民年金事務
- 国民年金事業は、政府が管掌するが、同事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うその事務に係る仕事
- (6) 保健衛生
- (1) 伝染病予防及び結核予防対策に関する仕事
- (2) 平常時における環境衛生に関する仕事
- (3) 恩納村立診療所に関する仕事
- (7) 清掃
- 塵芥及びし尿処理に関する仕事
- (8) 各種福祉事業
- (1) 一般社会福祉及び老人福祉事業に関する仕事
- (2) 保育所の運営及びその他児童福祉に関する仕事
- (3) 児童手当支給事務に関する仕事
- (4) 母子及び身障者の福祉に関する仕事
- (5) 遺族家援護事務に関する仕事
- (9) 災害救助
- 災害救助法に基づく災害に際して、その必要な救助に関する仕事
- 税務課
- (1) 固定資産評価
- 地方税法の規定に基づき、固定資産評価の基準によって、評価の実施及び手続きに関する仕事
- (2) 村税及び県民税
- 村の経費をささるために、村民から徴収する次の諸税に対する賦課徴収に関する仕事
- 村県民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ消費税、電気税及びガス税、鉱産税、木材引取税、特別土地保有税、入湯税、旧法による税
- (3) 地方譲与税(自動車重量譲与税)
- 自動車重量税法の規定に基づく、自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額として、市町村に譲与される税に関する仕事
- (4) 自動車取得税交付金に関する仕事
- (5) 娯楽施設利用税交付金
- ゴルフ場の利用について課する娯楽施設利用税の収入額の2分の1に相当する額を娯楽施設利用税交付金として、県からゴルフ場の所在する市町

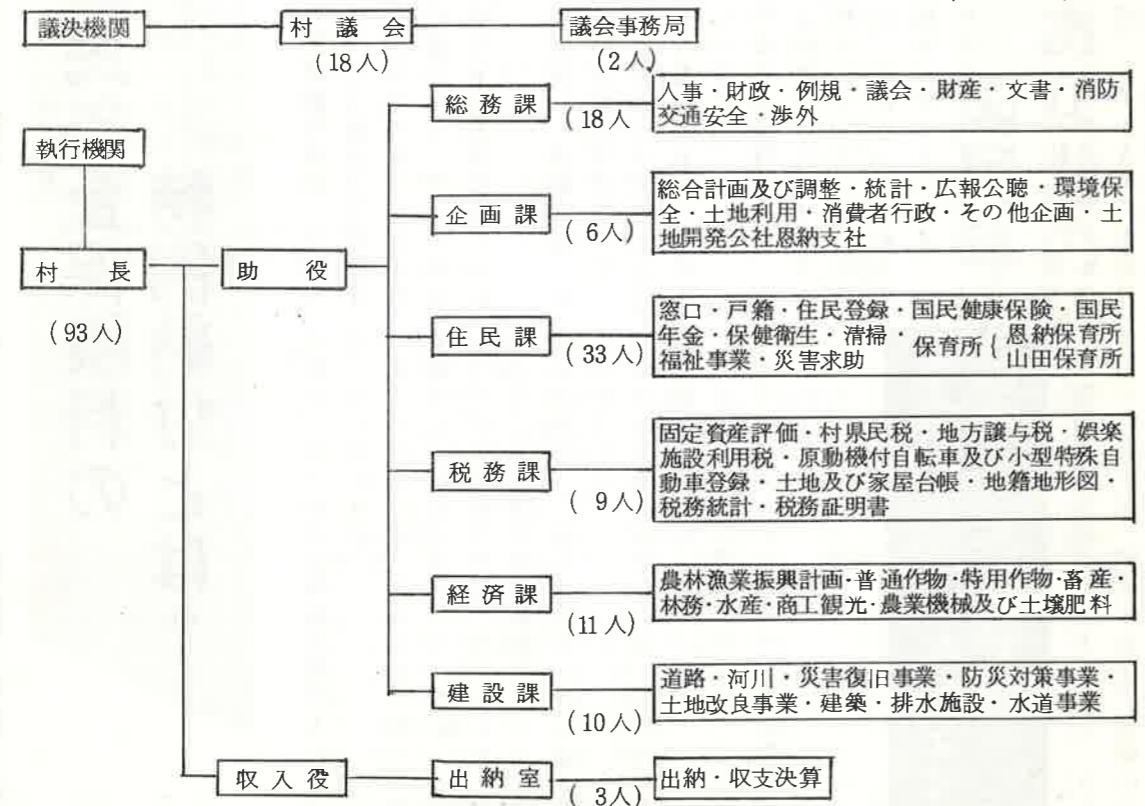
- (3) 構造政策推進農家対策事業に関する事務
- (4) 農業就業近代化対策事業に関する事務
- (5) 農業、農民に関する建議、諮詢、答申に関する事務
- (6) 農業経営、生産技術及び農民生活の改善向上に関する事務
- (7) 農業及び農家の調査研究に関する事務
- (8) 農業者年金の業務に関する事務
- (9) 農地取得資金融資に関する事務

選挙管理委員会

村の議會議員及び村長の選挙についての選挙事務を管理し、公職選挙法に基づき国會議員、県会議員、県知事の投票及び開票管理を行うほか、永久に据えおくものである選挙人名簿の調製及び保管の任にあたるとともに、毎年9月及び選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行う仕事をしています。

恩納村機構図

昭和50年7月1日現在
(企画課)



- (ア) 幼稚園に関すること。
- (イ) 学校図書館に関すること。
- (ウ) 要保護、準保護児童に対する就学奨励費及び通学児童生徒の安全対策に関すること。
- (エ) 村育英会の運営に関すること。
- (オ) その他、学校教育に関すること。

社会教育

- (ア) 社会教育機関の設置、運営及び管理に関すること。
- (イ) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館運営審議会委員、文化財調査委員の委嘱及びこれらの会議に関すること。
- (ウ) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (エ) 婦人学級及び青年学級等に関すること。
- (オ) 各種講座、研修会及び展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (カ) 社会教育の資料の刊行及び配布に関すること。
- (シ) 社会教育のために必要な設備、器械及び資料の提供に関すること。
- (ガ) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (リ) ユネスコ活動に関すること。
- (ヌ) 視聴覚教育に関すること。
- (ハ) 文化財の保護及び文化、芸術の向上に関すること。
- (ヲ) その他、社会教育に関すること。

保健体育

- (ア) スポーツ振興審議会に関すること。
- (イ) 体育指導委員の任命及びその会議に関すること。
- (ウ) 学校体育及び社会体育に関すること。
- (エ) スポーツ及びレクリエーションに関すること。
- (オ) 学校職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。
- (カ) 給食センターの運営に関すること。
- (シ) 学校医、学校歯科、眼科及び薬剤師の委嘱に関すること。
- (ハ) 青少年健全育成協議会の運営に関すること。
- (リ) 保健、安全及び体育諸団体に関すること。
- (ヌ) 体力つくり及び体育協会の指導に関すること。

農業委員会

農業委員会は、農地等の利用関係の調整自作農の創設維持、その他農業全般にわたる問題を農民の創意と自主的努力によって、総合的に解決していくことを目的とした。農業及び農民の一般的利益を代表する機関として、農業委員会等に関する法律に基づいて設置されている行政委員会であります。

農業委員会の行う事務は、必ず行わなければならぬ事務と必要に応じて、行うことのできる任意的事務とに大別されます。

(1) 必須的事務

- (1) 農地の所有権移転及び賃借権の設定移転に関する事務
- (2) 農地の転用統制に関する事務
- (3) 農地の買収、売り渡し及びこれに付随する事務
- (4) 賃借権の解約、解除、更新に関する事務
- (5) 土地改良法に基づく農地交換分合に関する事務
- (6) 小作地及び小作料に関する事務
- (7) 農地等の利用あっせん、紛争防止に関する事務

(2) 任意的事務

- (1) 農業及び農民に関する啓蒙宣伝に関する事務
- (2) 農業振興計画の樹立及び推進に関する事務

教育委員会

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言するほか、事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する仕事をしています。

従って同事務局は、規則の定めるところにより、次にかかげるような仕事をしています。

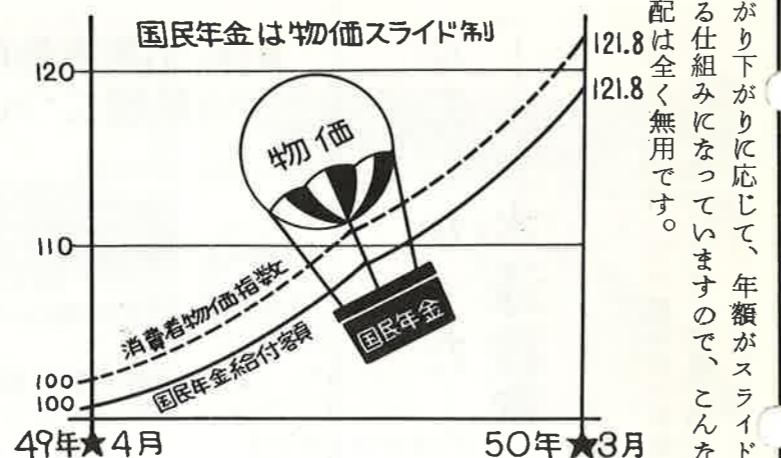
(1) 庶務

- (ア) 教育委員会の会議に関すること。
- (イ) 事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担、教職員を除く)の任免、その他人事に関すること。
- (ウ) 教育行政に関するすべての文書の收受、発送編さん及び保存に関すること。
- (エ) 各年度における教育行政の執行についての重要な教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申し出に関すること。
- (オ) 法令の定めるところに従って、教育委員会における行政事務の処理にあたって、次くことのできない規則の制定、又は改廃に関すること。
- (カ) 学校施設に必要な工事計画の策定及び教育財産の取得の申し出に関すること。
- (シ) 教育財産の管理に関すること。
- (ハ) 請願、又は陳情等の処理に関すること。
- (リ) 公告式に関すること。
- (ヌ) 教育の調査及び統計、広報に関すること。
- (エ) 公印の管守に関すること。
- (オ) 職員(学校職員を除く)の服務及び研修並びに福利厚生に関すること。
- (カ) 前号に掲げるもののほか、他係の所掌に属しないこと。

(2) 学校教育

- (ア) 県費負担教職員の任免、その他人事の内申に関すること。
- (イ) 学校職員の服務に関すること。
- (ウ) 学校編成、教育内容及びその取り扱いに関すること。
- (エ) 教科書、その他の教材の取り扱いに関すること。
- (オ) 児童及び生徒の就学、転学に関すること。
- (カ) 学校職員の研修並びに福利厚生に関すること。
- (シ) 教材、その他補助金に係る諸手続事務及び各種備品台帳の整備、作製に関すること。

ところで、総理府統計局は、四月二十五日に、昨年度の年度平均の全国消費者物価指数が、一昨年度のそれに比べて、二一、八%上昇したと発表しました。これを受けて、国民年金は、今年の九月分から、この二一、八%を基準にして年金額が引き上げられます。その結果が、どのくらいの額になるかを推計しましたので、お確かめください。



総理府の基準による国民年金の新給付推定額

種類	条件	現行年金額	加算率	改正金額
老齢年金	25年納付	278,640円	21.8%	339,600円
"	十年年金	174,150	21.8	212,250
"	五年年金	111,456	21.8	135,840
障害年金	1級	348,300	21.8	424,500
"	2級	278,640	21.8	339,600
母子年金	1人	278,640	21.8	339,600
準母子年金	孫又弟1人	278,640	21.8	339,600
遺児年金	遺児1人	278,640	21.8	339,600

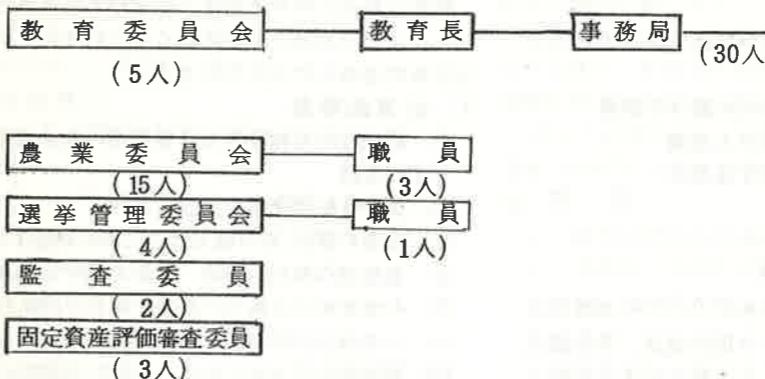
注 五年年金は、10月から更に156,000円に政策改定される法律案が衆議院を通過しました。

国民年金の老齢年金や通算老齢年金などは、定められた資格期間をみたしただけでは、年金を受ける権利は発生しても実際には支給されません。あくまで、ご本人から「裁定の請求」があつて支給されるのです。そこで、例えば老齢年金を受けるに必要な期間、保健料を納めて六十五歳になった時は、すぐに村役場国民年金係へお問い合わせのうえで「国民年金老齢年金裁定請求書」をご提出ください。ほかの年金のばあいも同様です。この請求書には、国民年金手帳の記号番号のほか、印鑑のおし印が必要です。詳しいことは、村役場年金係で親切に教えします。

あなたの請求が先!!
国民年金の受給

がり下がりに応じて、年額がスライドする仕組みになっていますので、こんな心配は全く無用です。

行政委員会



長務
庶
学校教育
社会教育
保健体育

国民年金は、特例老齢年金の「十年年金」と「五年年金」の支給がすぐに始まつて「十年年金」は十七万四千百五十円が、また「五年年金」は十一万一千四百五十六円が、それぞれ受給者に支払われています。

二十五年納付の本来の「老齢年金」は三十三万八千六百四十円になりました。長い保険料の拠出の苦労がみのつてかのように、多額の年金を受けられることになつたのは、うれしいですね。

しかし、国民年金の定額保険料は、たとえ五年、十年と納め続けて、ある時期の保険料を二年過ぎても納めませんと、その分は、後になつて納めることができない仕組みになっています。

ところが、国民年金の「老齢年金」は、特別の年金を除いては、建て前として、その人が六十歳になるまでに、二十五年分の保険料を納めたことが必要ですからもし未納があれば、わずかな年数不足の人が六十歳になるまでに、年金を受け取るために、せつかくの年金を受けられなくなってしまいます。

国民年金保険料の特例納付とは?

こうしたことは、その人の一生の幸福を奪うことになりますので、特に、こういう人びとを救うため、特例として、過ぎた年の十二月の末日を最終期限として、過去の未納分を一括して納付できる道がひらかれました。

あまり未納分が多い人は、期限内ならば分納の方法もあります。いますぐ、村役場国民年金係へご相談ください。詳しいお答えや、保険料の受理をいたします。



おいしい／おいしいの
連発風景



小学校・幼稚園262人（父母のかんして、
カエルの練習）

合格した商品には下のようなマークが
はられています。



（LPGガス用のガス用品）（LPGガス用のガス用品）（都市ガス用のガス用品）

検定機関
JIAとは、通商産業大臣が検定機関として指
示した財團法人日本ガス機器検査協会の記号と
して通商産業大臣が承認したものを意味します。

都市ガスやLPGガス器具のうち
消費者に広く普及している製品に
ついては、国家検定に合格したもの

ガス事業法施行令で指定されたガス用品
のでなければ、販売も販売の目的
での陳列もしてはならないことにな
っています。

用 品 名	合 格 品 し か 販 売 で き な く な る 期 日	検 定 機 関
ガス瞬間湯沸器	昭和47年7月1日	J I A
ガスストーブ	昭和47年7月1日	J I A
バーナ付ふろがま	昭和47年7月1日	J I A
ふろバーナー	昭和47年7月1日	J I A
ふろバーナー元せん	昭和47年7月1日	J I A

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(略称LPGガス法) 施行令で指定されたLPGガス器具

器 具 名	合 格 品 し か 販 売 で き な く な った 期 日	検 定 機 関
調整器	昭和44年10月1日	L I A
液化石油ガスコンロ	昭和44年10月1日	J I A
瞬間湯沸器	昭和45年2月15日	J I A
高圧ホース	昭和45年2月15日	L I A
ふろがま	昭和45年12月10日	J I A
密閉燃焼式ふろがま	昭和45年12月10日	J I A
ふろバーナー	昭和45年12月10日	J I A
ふろバーナー元せん	昭和45年12月10日	J I A

注)LIAとは、財團法人日本LPGガス機器検査協会の記号です。



昭和50年申告所得税第1期分の納税についてお知らせ

納税については毎度ご協力下さいましてありがとうございます。

昭和50年申告所得税第1期分の納税は

7月31日(木)まで

と

なっておりますので期限内納税にご協力下さい。

「納税は便利な振替納税で」

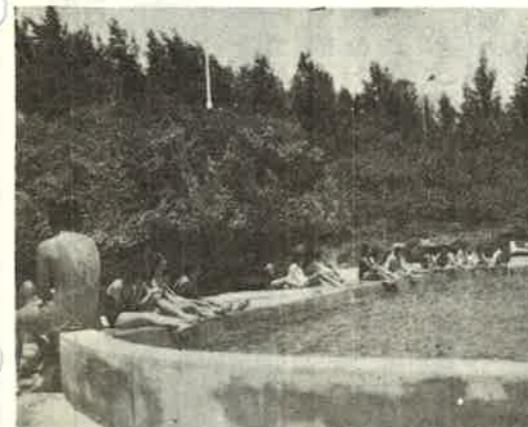
◎振替納税とは、金融機関があなたにかわってご指定の預金口座から振り替えて納税してくれる便利な方法です。ご利用をおすすめします。

◎利用を希望される方は、税務署または金融機関(郵便局を除く)へお申し込みください。

たのしかつた 水泳教室

恩納幼稚園・小・中学校の水泳教室は、瀬良垣

ピールで行なわれました。
初日は幼稚園と小学校で二六二人が参加
二日目の十日は中学校九十三人が参加、
父母七十四名の見守る中で無事に終わ
ることができました。
特に瀬良垣の婦人会（今回で二回目）か
ら贈られた、おいしい、たくさんのスイ
カとつめたいアイスティーは、水泳のつ
たのが、大変印象的でした。



中学生・1回目入水(15分)後の休けい場面
(プールでは、大嶺さんが模範演技中)



中学生93人の準備体そう・入水10分前

従来まで名護市に事務所を置いて、幅
度、事務所を恩納村の同住所に移転した
（恩納村字前兼久九六三番地）は、この
ほしいと金一封の寄附がありました。

平安名盛文氏から
村社会福祉協議会へ金一封の寄附